

令和7年度 前橋市



MAEBASHI SDGs

住宅リフォーム補助

申込み期間

令和7年5月1日(木)～5月31日(土)

建築年の古い順に 750 件が対象になります
申込みは専用フォームからお願いします

最大

8万円

(ただし対象工事費の1/3以内)



申込フォームはこちら



補助対象条件

下記すべてに該当する必要があります。

■対象住宅

- ① 築20年以上経過した自己居住用の住宅（平成17年以前に建築したもの）
※自己居住用の住宅は、戸建て住宅のほか、店舗等併用住宅は個人住宅部分、マンション等の共同住宅は個人専有部分とします。
- ② 過去に住宅リフォーム補助を受けていない住宅

■対象者（申請者）

- ① 改修する住宅の所有者またはそのご家族で、かつ、その住宅に居住（住民登録）している成人の方
- ② 市税等の未納がない方

■対象工事 ※交付決定前に着工した工事は対象になりません

- ① 居住する建物の外壁や屋根ならびに建物本体にかかる改修や修繕工事
※対象工事一覧参照（P. 4）
- ② 市内の業者が行う、対象工事費が（税抜き）15万円以上の工事
※市内の住所表記で見積書・領収書が発行できる業者に限ります。
- ③ 未着工の工事で、令和8年3月13日（金）までに実績報告できる工事
- ④ 国または本市等が実施する他の補助金を受けていない工事

【お問い合わせ・申請窓口】

前橋市役所8階 建築住宅課 ☎027-898-6833

前橋市ホームページ <https://www.city.maebashi.gunma.jp>

前橋市 住宅リフォーム

検索

◎補助金交付までの流れ

STEP①

■申込み

【申込期間 5月1日(木) ～ 5月31日(土)】

専用のフォームより申込みをしてください



※申込み状況につきましては6月2日(月)に前橋市ホームページでお知らせします。
対象件数に達しなかった場合は追加募集します。

該当になった方

STEP②

■補助金交付申請書兼誓約書の提出

【申請書提出期限 12月26日(金) 必着】



STEP③

■補助金交付決定

【交付決定通知書が届いてから工事を着工してください】



着工はここから

STEP④

■工事開始

■工事完了

■実績報告書・補助金請求書の提出

【報告書提出期限 3月13日(金) 必着】



STEP⑤

■補助金振り込み

◆申込みと補助金交付該当者

申込みは専用のフォームから受付けます。

該当の可否につきましては、申込期間に受付をした住宅を建築年の古い順から750件を対象に決定します。

該当になった方には、6月上旬から順次申請書を郵送します。

※本申請時には確認のため、改修する住宅の所在・種類・建築年ならびにそこに居住（住民登録）していることがわかる書類の写しを添付していただきます。申込み内容と相違がある場合は補助金を交付できませんのでご注意ください。

◆建築年の確認方法

固定資産税納税通知書に同封されている「課税明細書」により確認してください。

令和7年度課税明細書【見本】

◆Q&A

Q1 パソコンやスマートフォンを持っていないが、申込みはどうしたらいいか？

申込みは代理の方でもできますので、ご家族や業者の方に相談してください。

Q2 同居していない子が親のために申請したいが、申請者になれるか？

申請者にはなりません。改修する住宅に住んでいる方（住民登録している方）に限ります。

Q3 市役所で施工業者を紹介してくれますか？

市役所では業者の斡旋、紹介はしていません。

Q4 施工業者が複数でも利用できますか？

施工する業者が複数であってもご利用できます。ただし、対象になるのは前橋市内の住所表記で見積書、領収書が発行できる業者に限ります。申請時、実績報告時には各業者からの見積書、領収書の提出が必要です。

Q5 すぐに工事を始めたいのですが？

申請後、交付決定通知書が届いてから、着工してください。

Q6 該当にならなかった場合、連絡はありますか？

該当の可否につきましては、申し込んだ方すべてにお知らせします。

■「対象」となる主な工事

工事内容	備考
前橋市内の業者に依頼して行う、補助対象工事が（税抜き）15万円以上の工事	見積書、領収書の住所表記が前橋市で発行できる業者
外装部の改修、塗装、防水、交換など	外装部とは屋根、壁、雨樋、ベランダ、テラスなど建物の外側
内装部の改修、塗装、張替え、断熱、防音、床暖房など	内装部とは床、壁、天井など建物の内側
畳の取替え、表替え、裏返し	畳の処分を含む
建具・開口部の改修、張替え、交換など	開口部とは玄関、窓、ドア、ふすま、障子など
バリアフリー改修	段差の解消、手すりの設置、廊下幅の拡張など ※前橋市の他の支援制度と重複はできない
水回りの改修（システムキッチン、ユニットバス、洗面台、便器の入れ替えを含む）	製品の購入のみは対象外
既存住居の一部改築、間取りの変更、模様替え	
付帯工事	対象工事に伴う配線工事及び宅内外配管工事 対象工事箇所の解体・処理費用 対象工事に伴う足場の設置費用
※その他個別判断	【基本的な考え方】 居住する建物本体にかかる改修が対象になる

■「対象外」となる主な工事

工事内容	備考
市外の法人事務所または市外に住民登録がある個人事業主に依頼して行う工事	見積書、領収書の住所表記が前橋市外の業者
住居部分以外の改修、増築、新築工事	店舗、事務所、工場、賃貸住宅、車庫、カーポート、物置、納屋、プレハブ小屋、玄関ポーチなど
住宅外の電気、配管の設置、改修工事	
太陽光発電、太陽熱高度利用設備の設置、改修工事	
機器単体の設置・交換	給湯器（エコキュート）コンロ（ガス、IH式）レンジフードなど
家電製品等の購入、設置	冷暖房機器（エアコン、薪ストーブ、蓄熱暖房機）、冷蔵庫、洗濯機、テレビ、AV機器、照明器具など
家具、調度品等の購入、設置	ベッド、タンス、食器棚、テーブル、椅子、ソファ、カーテン、その他の家具・調度品など
室内カーテン、ブラインド等の取付け又は取替え	※内装部の改修工事に伴うものは補助対象
外構工事	門、塀、フェンス、擁壁、舗装など
造園工事	植樹、植栽、芝張り、花壇など
下水道への接続工事	
浄化槽や雨水タンクの新設、交換、修繕、撤去工事	
リフォーム以外の工事	宅配BOX、防蟻処理、害虫駆除、電気・電話・インターネット等の配線、防犯カメラやアンテナの設置・交換、ハウスクリーニング、排水管清掃など
解体工事	対象工事に伴う部分以外のもの

※申請書類で対象部分を確認します。上記以外や判断が難しいものは、お問い合わせください。